

## 岐阜県短時間巡回型訪問介護基盤強化事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスを受けながら住み慣れた自宅において生活を継続することができるよう、短時間巡回型の訪問介護サービスの普及及び促進を図るため、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する市町村長が定める者。以下「補助事業者」という。）によるケアプランの作成（以下「補助対象事業」という。）に係る実績に応じ、予算の範囲内で、岐阜県短時間巡回型訪問介護基盤強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

### (定義)

第3条 この要綱において「身体介護」とは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの

区分等について」(平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)に定めるサービスをいう。

- 2 この要綱において「ケアプラン」とは、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日付け老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)に定める居宅サービス計画をいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業の内容及び補助単価は、次の表のとおりとする。

補助対象事業の内容	補助単価(定額補助)
身体介護20分未満のサービスを含むケアプランの作成	1件当たり 月額 1,000円

- 2 補助事業者が運営する居宅介護支援事業所が、居宅介護支援に係る介護報酬について、運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けている期間に実施した補助対象事業は、前項の規定に係わらず補助対象事業としない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書は、補助対象事業を開始する日(補助対象事業のケアプランにおいて当該月の中で最初のサービスの提供が行われる日をいう。)の前日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助事業者は、補助対象事業の内容の変更(補助対象事業の中止又は廃止を含む。)をする場合又は補助対象事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の減額の変更の場合を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。この場合において、当該承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第2号様式によること。
- 二 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 三 補助事業者は、補助対象事業の遂行上、知事が必要と認めて指示した事項を遵守

しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、交付決定を受けた日から30日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日(廃止又は中止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後速やかに別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び当該補助対象事業に係る収支について、その全ての状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度以後15年間保管しなければならない。

(報告、検査等)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関して必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係

書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。